別　冊

全国市長会関東支部提出要望

目　　次

第１　[都市行財政の充実強化について 3](#_Toc477174087)

[１　地域手当の支給割合の是正について 3](#_Toc477174088)

[２　ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補塡措置について 4](#_Toc477174089)

[３　ふるさと納税制度の抜本的な見直しについて 4](#_Toc477174090)

[４　特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」などの財政措置のあり方について 5](#_Toc477174091)

[５　地方財政の充実強化、特に公共施設の適正配置に係る財源確保について 5](#_Toc477174092)

[６　ゴルフ場利用税の存続について 5](#_Toc477174093)

第２　[保健福祉行政の充実強化について 6](#_Toc477174094)

[１　保育士の確保及び処遇改善について 6](#_Toc477174095)

[２　子ども医療費助成事業における国の制度確立と財源措置について 6](#_Toc477174096)

[３　感染症対策の充実について 7](#_Toc477174097)

[４　介護保険制度の見直しについて 7](#_Toc477174098)

[５　小児科医師の養成・確保について 7](#_Toc477174099)

[６　放課後児童健全育成事業の拡充について 8](#_Toc477174100)

[７　病院建設に対する財政的支援について 8](#_Toc477174101)

第３　[生活環境行政の充実強化について 9](#_Toc477174102)

[１　干潟の環境保全対策について 9](#_Toc477174103)

[２　印旛沼の総合的な対策について 9](#_Toc477174104)

[３　イノシシ、シカ対策としての新たな捕獲技術の研究及び開発、権限移譲について 10](#_Toc477174105)

[４　太陽光発電施設の設置基準に係るガイドラインの整備について 10](#_Toc477174106)

第４　[都市基盤の整備促進について 11](#_Toc477174107)

[（道　路） 11](#_Toc477174108)

[１　北千葉道路の早期整備について 11](#_Toc477174109)

[２　県南・外房地域の道路整備の拡充について 11](#_Toc477174110)

[３　地方特定道路事業等について 12](#_Toc477174111)

[４　道路広域ネットワークの整備促進と道路老朽化対策について 12](#_Toc477174112)

[（防災） 12](#_Toc477174113)

[５　津波避難対策の強化と財政支援措置の拡充について 12](#_Toc477174114)

[（河川・港湾・海岸） 12](#_Toc477174115)

[６　白里海岸の侵食対策の国による直轄事業の新規採択について 12](#_Toc477174116)

第５　[教育文化行政の充実強化について 13](#_Toc477174117)

[１　学校ＩＣＴ環境の整備及び活用のための継続的な財政措置について 13](#_Toc477174118)

[２　小中学校へのエアコン設置に関する交付金の補助単価引き上げについて 13](#_Toc477174119)

[３　スクールカウンセラーの派遣の充実について 14](#_Toc477174120)

[４　インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について 14](#_Toc477174121)

# 第１　都市行財政の充実強化について



都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## １　地域手当の支給割合の是正について

平成２６年人事院勧告で地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圏、かつ、社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。こうしたことは、地域手当の支給割合の数値設定の根拠に疑問を持たざるを得ないものである。

また、地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護、障害者サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣市との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）　地域手当の支給対象地域の拡大及び地域手当の支給割合の見直しを行うこと。

（２）　地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価や住民の所得水準等の要素を十分反映させること。

（３）　地域手当の支給割合の見直し時期は１０年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。

（４）　地方交付税が長年不交付団体であること等、特段の事情を考慮して、地域手当の支給割合を決定する等の弾力的な取扱いを行うこと。

## ２　ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補塡措置について

ふるさと納税の寄附者がワンストップ特例制度を利用した場合、本来所得税から控除されるべき金額が住民税から控除されることとなる。

地方交付税交付団体において、減収となった住民税のうち７５％は基準財政収入額が減少することにより、交付税が増加することで措置されることとなるが、残り２５％については、何も補塡がなく、寄附者にとって利便性の高いワンストップ特例制度の利用率が高くなるほど税収が減少し、今後地方財政への影響が大きくなる問題がある。

応援したい自治体が潤うほど、住んでいる自治体が減収することは、財源が偏在することとなり、国が減少分の負担をすることで制度の効果が大きく発揮されるものと考えられる。

ついては、ワンストップ特例制度を利用した場合の住民税減収分を１００％補塡すること。

## ３　ふるさと納税制度の抜本的な見直しについて

ふるさと納税は、生まれ育った自治体や応援したい自治体に寄附ができる制度として始まり、その趣旨には賛同するものである。だが、昨今の実態は返礼品獲得のための寄附になっており、本来の趣旨から逸脱している。

また、現住地の住民税から寄附額に対して一定の額が控除されるため、特に都市部では寄附に伴う税の減収が深刻な問題となっている。

本制度が国策として地方創生を目指したものである以上、寄附促進のための財源を、寄付そのものと関係のない自治体の住民税から捻出する現状の仕組みは制度にそぐわない。

ついては、ふるさと納税の住民税からの寄付控除部分を、国税（所得税）からの控除とすること、または、地方交付税の交付有無に関わらず、本制度による住民税減収分について特別交付金により補てんすること。

## ４　特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」などの財政措置のあり方について

特別交付税について、項目ごとの配分内訳がすべて明確に示されない現状では、新規対象項目等が追加された場合においても、配分額相当についての増額が実感できず、事業実施を躊躇せざるをえない状況がある。

ついては、全項目ごとの配分額を明示するとともに、「公的病院等に対する運営助成」のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税ではなく、補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。

## ５　地方財政の充実強化、特に公共施設の適正配置に係る財源確保について

地方財源の充実確保について、国庫補助金等を十分確保するとともに、恒常的な地方交付税の財源不足を解消し、必要な全額を地方交付税として措置し、臨時財政対策債によることなく、積極的かつ適切な措置を講じること。

また、公共施設の老朽化対策については、公共建築物の再配置計画を策定し、実行段階に入っているが、適正配置は長期的に取り組んでいくことが重要であり、そのための財政措置も安定的な制度設計が必要である。また建設時は国庫補助金を得られたが、改築やリノベーション時は国庫補助金がないなど、事業費以上に財源的には極めて厳しい状況である。

ついては、公共施設等適正管理推進事業債（仮称）の恒久制度化及び各省庁の枠を超えた公共施設の適正配置に関する補助金制度を構築（法律補助）すること。

## ６　ゴルフ場利用税の存続について

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場が所在することにより生じる特別な行政需要に対応するため、地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における行政需要を賄う重要な財源であることから、これを廃止することは地域創生に逆行するものであり、地域住民の税金で賄うことは不公平である。

ついては、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、ゴルフ場利用税を存続させること。

# 第２　保健福祉行政の充実強化について



保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## １　保育士の確保及び処遇改善について

待機児童対策については、全国的な喫緊の課題であり、各自治体において地域の実情を踏まえ、保育所の施設整備や保育士の確保に鋭意努力をしているが、個々の自治体がなしうる対応には限界がある。

ついては、各自治体の待機児童解消に向けた取り組みが一層推進されるよう、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）　保育士の確保・定着を図るため、保育士の処遇及び給与の改善等、統一的かつ総合的な取り組みの強化・充実を図ること。

（２）　公定価格における処遇改善加算については、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに恒久化を図ることとし、基本単価の引き上げを行うこと。

（３）　公定価格については、全ての施設が安定的に運営できるよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

## ２　子ども医療費助成事業における国の制度確立と財源措置について

子どもの医療費助成制度は、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施されている。現在、各都道府県の制度のもと、市町村が独自に補助の上乗せを実施しているため、助成内容に地域間で格差が生じ、他の子育て支援施策とのバランスを考慮することなく都市間競争を引き起こしている。

少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する子ども医療費助成事業は重要な施策であり、自治体間の格差を是正し、一層の充実を図る必要があると考える。

ついては、子ども医療費助成事業について、国の責務として制度を創設し、中学３年生までの医療費を無料化すること。

また、地方が単独で実施する医療費の負担軽減措置に対して、国が現在行っている国保の国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

## ３　感染症対策の充実について

２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて訪日外国人が多数見込まれる中、感染症に対しては水際で国内への感染拡大を防ぐことが肝要である。

ついては、成田国際空港周辺に、国立の感染症に関する予防・防止・研究等の施設を設置すること。

## ４　介護保険制度の見直しについて

介護保険の給付費は、高齢化の進展等により今後益々増大することが予想される。そこで社会保障の観点から、国の果たすべき役割を踏まえ、公費負担のあり方や保険料の設定の仕組み等を抜本的に見直し、市町村及び被保険者の負担を軽減するため、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）　介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の２５％を確実に配分すると共に、調整交付金は別枠とすること。

（２）　社会保障制度改革に伴う要支援者への支援の見直しについては、地域の実情と市町村の財政状況等により、事業の実施に格差が生じないよう十分な財源を確保すること。

（３）　介護保険制度の安定的な継続と、個人の負担を軽減するため、国の負担割合を引き上げること。

## ５　小児科医師の養成・確保について

現在、全国的に医師不足が問題となっているが、特に小児科医師をはじめとする特定分野の医師の不足が顕著な問題となっているため、小児科医師の養成・確保が不可欠である。

ついては、医師不足解消のために実施している大学医学部の定員拡充のより一層の推進、及び特定の地域や診療科での勤務を条件とする「地域枠」に関して、都道府県と連携してのさらなる拡大を図ること。

## ６　放課後児童健全育成事業の拡充について

広い市域を持つ市では、放課後児童クラブによって在籍児童数にばらつきがある。在籍児童数の多い学区の児童を余裕のある放課後児童クラブで受け入れ等、安定的な運営を図りたいが、それには児童の移動手段を確保する必要がある。放課後児童クラブは保護者会による運営の割合が高く、送迎に係る経費を保護者が負担することは困難であり、市の単費での助成についても財政的な負担が大きい。

このため、より多くの児童に安心の居場所を提供できるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）において、現状燃料費のみとしている対象経費を送迎バス運行委託費や引渡しステーションでの人件費にも充当できるよう拡充すること。

## ７　病院建設に対する財政的支援について

現状、公立病院の建設に対する国の補助制度はなく、病院事業債に対する交付税措置のみである。

その措置内容は、起債額のうち建築単価１平方メートル当たり３６万円以下の部分について、他の自治体病院と合併するなど経営統合等の再編・ネットワークの場合は元利償還金の４０％、それ以外の通常の建替えは２５％が交付税措置される。

しかしながら、２０２０年東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備などの需要の増により、建築単価が大幅に上昇していることから、国の基準とは乖離が生じている。

ついては、財政力の弱い小さい市町村にとっては、大変大きな財政負担となるため、交付税措置とは別に、国庫補助制度を新設すること。

# 第３　生活環境行政の充実強化について



生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## １　干潟の環境保全対策について

木更津市をはじめ、東京湾東部地域では、カイヤドリウミグモの寄生によるアサリ漁獲量の激減等、漁業協同組合の経営が厳しい中、高齢化した漁業者が中心となって有害生物の駆除等、干潟の環境保全に努めているが、東京湾特有の構造により夏季に発生する貧酸素水塊、冬季の高波浪については、個々の漁業者や自治体では対策することが困難である。また、二枚貝のカイヤドリウミグモ被害については、全国的な広がりをみせており、特に本地区においては深刻な問題となっている。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）　二枚貝の成育を阻害するカイヤドリウミグモの影響軽減に向けた技術の研究開発の推進及び駆除等対策費の予算を確保すること。

（２）　東京湾で発生する貧酸素水塊解消に向けての有効な対策の研究及び取り組みを推進すること。

（３）　高波浪を抑制する消波対策の取り組みを推進すること。

## ２　印旛沼の総合的な対策について

印旛沼は首都圏を代表する貴重な水辺環境であり、観光、水産や上水道、農工業用水源としても利用されている。一方、近年ではヘドロ等の堆積により貯水能力が低下し、沼や流入河川の周辺において水害が多発しているほか、水質も全国ワースト1位が続いている。

このことから、千葉県及び流域自治体が連携し、水害対策及び水質浄化に取組むとともに、沼隣接の５市町において印旛沼流域かわまちづくり計画の登録を受け、沼の浄化やまちの活性化への取組を進めている。

更に沼周辺の観光施策として、観光船航路の拡張も計画しているが、航路となる沼及び流入河川の堆砂が進み運航困難な状況である。

ついては、国においても印旛沼及び流域の内水対策を含めた治水や浚渫等の対策を利根川水系河川整備計画へ位置付けるなど、具体的な取組を推進すること。

## ３　イノシシ、シカ対策としての新たな捕獲技術の研究及び開発、権限移譲について

農作物へのイノシシ、シカ被害に対して、捕獲や防護柵の設置などの対策を実施しているにもかかわらず、捕獲頭数は毎年、大幅に増加している傾向である。

ついては、人体に安全でかつイノシシ、シカ個体数の減少に効果がある薬など、新たな捕獲技術の研究・開発を行うこと。

さらに、この捕獲技術が開発された際には、環境大臣の許可を要する危険猟法に関することを都道府県の許可へ引き下げ、各市町村がより速やかな対応を取ることができる体制づくりを講じること。

## ４　太陽光発電施設の設置基準に係るガイドラインの整備について

太陽光発電の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいことだが、発電容量が大きいいわゆる、メガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電施設においては、地域の自然環境や住環境、また、景観にも大きな影響を与えているのが現状である。現場を良く知る自治体の対応が効果的な場合もあると考えられるが、自治体の要綱等による指導では限界がある。

ついては、都市計画法に基づく開発許可案件とすること。

# 第４　都市基盤の整備促進について



都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## （道　路）

## １　北千葉道路の早期整備について

北千葉道路は、首都圏北部と成田国際空港を結ぶ新たなアクセスルートとして国際競争力の強化、国土強靭化および地方創生を実現する基盤となる幹線道路である。

また、固い地盤の北総台地を東西に走る北千葉道路は、大規模災害発生時において、緊急輸送路並びに避難路としての機能が期待されている。

現在、全延長約４３ｋｍのうち、市川市から鎌ケ谷市間の約９ｋｍのみが事業未着手となっている現状がある。

ついては、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）　平成２８年１２月には千葉県道路協議会において、東京外かく環状道路から国道１６号小室ＩＣまでの約１５ｋｍについて有料道路事業を活用するとの方針が示されたところであるが、いまだ事業化に至っていない市川市から鎌ケ谷市間の約９ｋｍの早期事業化を図ること。

（２）　現在、国及び県において整備中の成田市船形から成田市大山間７．５ｋｍの早期完成を図ること。

（３）　全線を直轄管理区間とし、早期に供用開始を図ること。

## ２　県南・外房地域の道路整備の拡充について

首都圏中央連絡自動車道の開通や東関東自動車道千葉富津線の４車線化など、高規格道路ネットワークの強化が図られる中、高速道路の整備が進んでいない県南・外房地域へのアクセス性の向上が必要とされている。

一方、外房唯一の幹線道路である一般国道128号は、緊急輸送道路第１次路線として指定され、救急搬送や災害時の緊急輸送としても重要な役割を担っているが、観光シーズンの慢性的な渋滞や自然災害による道路の寸断など、地域住民の生活に支障を来たしている。

ついては、高速道路と県南・外房地域を結ぶ幹線道路網の強化とともに、一般国道１２８号に代わる地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路）の早期具現化のための地方財源の確保を図ること。

## ３　地方特定道路事業等について

地方特定道路事業制度の廃止により道路整備等の事業が停滞しているため、地方特定道路事業制度を復活させること。

また、生活道路をはじめ社会資本の整備について、限りある地方財源を活用した実施計画を策定しているものの、社会資本整備総合交付金の要望に対する決定額は予定を下回る状況が続いていることから、計画を実行に移せないため、社会資本整備総合交付金等の社会資本整備に係る財源を確保すること。

## ４　道路広域ネットワークの整備促進と道路老朽化対策について

道路広域ネットワーク化として、首都圏中央連絡自動車道(大栄ＪＣＴ～松尾横芝ＩＣ間)の早期完成、並びに成田国際空港と千葉港、鹿島港を結ぶ国道５１号の整備促進を図ること。

また、本格化する道路老朽化対策の計画的実施のため、市が管理する道路ストックの規模に応じた財源支援を図ること。

## （防災）

## ５　津波避難対策の強化と財政支援措置の拡充について

地震等の災害が発生した場合において、安全な道路交通の確保に努め迅速な避難ができるよう避難道路整備が急務な課題となっている。

特に津波浸水想定エリアにおいて、津波避難道路の整備を実施するにあたり、多額の費用を要し、その財源確保は厳しく、市単独での事業遂行は困難な状況である。

ついては、津波避難道路整備ための交付金、補助金等による財政面からの支援の拡充を行うこと。

## （河川・港湾・海岸）

## ６　白里海岸の侵食対策の国による直轄事業の新規採択について

白里海岸をはじめ南九十九里浜の海岸侵食対策並びに養浜事業に関し、国による直轄事業として新規採択をすること。

# 第５　教育文化行政の充実強化について



教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## １　学校ＩＣＴ環境の整備及び活用のための継続的な財政措置について

教育の情報化のより一層の促進を図るため、次の事項について適切な措置を講じること。

（１）　現在整備が進んでいる普通教室や特別教室のさらなるＩＣＴ環境の充実に加え、児童生徒一人につき１台ずつ情報端末を活用できる環境整備を図るための財政措置を講じること。

（２）　デジタル教材やソフトウエア等の購入、研究のための財政措置を講じること。

（３）　ＩＣＴ支援員配置、支援体制構築のための人件費等の財政措置を講じること。

（４）　一定期間を経過したＩＣＴ機器等の入替のための継続的な財政支援を講じること。

## ２　小中学校へのエアコン設置に関する交付金の補助単価引き上げについて

夏季における児童・生徒の健康管理、学習環境改善のため、小中学校の普通教室へのエアコンの設置について、市内の小中学校すべてに設置するためには、多額な事業費が必要となる。

今後、非構造部材の耐震化工事など他事業と併せて実施していくためには、財源の確保が必須となるが、国庫補助である学校施設環境改善交付金は、交付金の対象となる基礎額が、整備面積と面積当りの補助単価から決められており、実際の工事費の１／２程度というのが実状となっている。

ついては、空調設備工事に対する補助単価を引き上げること。

## ３　スクールカウンセラーの派遣の充実について

いじめや不登校に関すること、発達障害をもつ児童生徒に関すること等、学校の抱える問題は複雑化、多様化しており、それらに対応するため、専門職としてのスクールカウンセラーの役割は大きなものになっている。スクールカウンセラーへの相談件数も年々増加している。

ついては、学校への派遣日数の増加並びに未配置の小学校への配置等、スクールカウンセラーの派遣の充実を図ること。

## ４　インクルーシブ教育システム構築のための財政措置について

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」が示され、可能な限り障害のある子もない子も共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育内容の方法の改善や充実を図る等、必要な施策を講じるよう求められている。

学習活動に参加している実感や達成感をもち、持てる力を最大限に発揮できる環境づくりが、何よりも大切な合理的配慮と考え、幼稚園、小学校及び中学校に特別支援教育支援員を配置している。

また、幼少期からの支援により将来における人的支援の負担軽減を図るよう、さらに保育所、学童保育所に、特別支援員を市費により配置をしている。

ついては、各小中学校への教員の加配及び特別支援教育支援員配置について、国において財政措置を講じること。